

要介護認定・要支援認定を申請される皆様へ

平成21年10月より 要介護認定の調査方法が一部見直されます

○平成21年4月に、最新の介護の手間を反映させること、できるだけ認定結果のバラツキを是正することを目的として、要介護認定の見直しが行われました。

○上記の見直しに併せて、厚生労働省の検討会で検証が行われ、認定調査の方法がさらに見直されることとなりました。

○具体的には、認定調査の際に日頃の状態をより重視することや一部の調査項目の判断基準が見直されたことから、今後、これまでよりも詳しく日頃の状況についてお伺いする場合があります。

(注) 要介護認定の仕組みそのものが変わるわけではありません。

○この新たな方法は、10月1日以降に申請された方から適用されます。

○なお、9月中に更新の申請を行った場合は、更新前の要介護度を選択できますが、10月より、見直しを行った要介護認定の調査方法が実施されることから、10月以降に要介護認定申請を行った場合は、実際の判定結果をもって要介護度が決定されます。

要介護認定方法の流れと10月からの変更部分について

この4月から、介護保険の要介護認定の方法が変わりましたが、認定調査員がご本人を訪問して行う調査については、10月からは、さらに一部変更されることになります。調査の際には、ご本人の普段の様子を認定調査員に詳しくお伝えください。

ご留意いただきたい点など

○ 実際のご本人の状態や介助の程度を拝見させていただきます。また、普段の様子なども伺います。

○ 9月までに申請いただいた場合の調査に比べ、10月以降に申請いただいた場合、日頃の状態に関する情報などについて、より詳しく伺うことがあります。

○ ご本人やご家族が普段困っていることや不便に思っていることは、具体的に遠慮なくお伝えください。

○ 平成21年4月から、最近の介護サービスの開発・進歩にあわせ、より適切に介護の手間のかかり方を判定するために、使用するデータを更新しています。

○ 「認定調査」などでお伺いした、より具体的な内容をもとに、審査会で総合的に判断されます。

変更部分

要介護認定を受けられる方

①申請をします

市町村の介護保険担当窓口にて要介護認定の申請を行います。

②心身の状態を調査します

○認定調査
本人の心身の状態を調べるため、認定調査員が訪問します。

○主治医意見書
主治医の先生により、意見書が作成されます。

③どのくらい介護の労力が必要か審査し、認定します

○1次判定
認定調査の結果をコンピュータで分析します。

○2次判定
専門家からなる審査会において、次の資料を用いた審査が行われます。

- ① 1次判定の結果
- ② 認定調査の特記事項
- ③ 主治医意見書

○認定
審査会の判定をもとに、市町村が要介護度の認定を行います。

④認定結果通知が届きます

よくある質問等

今回の見直しは、なぜ行われるのですか。

平成21年4月に見直された要介護認定について、専門家や利用者・家族の代表者等からなる厚生労働省の検討会で検証が行われ、その結果、認定調査の方法を一部見直すこととなりました。

具体的には、認定調査の一部の項目について、日頃の状態をより重視することとするなど、調査項目の考え方が一部変更されました。

今回の見直しにより、要介護度の仕組みそのものが変わるのですか。

要介護度は病気などの重症度ではなく、必要とされる介護の量で決まります。これまで通り、「要支援1～2、要介護1～5」の7段階であり、要介護度の仕組みそのものが変わるわけではありません。

更新申請を行う際に、更新前の要介護度を選択できますか。

9月中に更新の申請を行った場合は、更新前の要介護度を選択できますが、10月より、見直しを行った要介護認定の調査方法が実施されることから、10月以降に要介護認定申請を行った場合は、実際の判定結果をもって要介護度が決定されます。

要介護認定の有効期間終了前でも再度申請をすることはできますか。

要介護認定の判定結果が、申請者の実情と一致していないと思われる場合、

①「要支援1」、「要支援2」又は「要介護1」～「要介護5」と判定された方は、有効期間終了前であっても区分変更申請を行うこと

ができます。

②「非該当」と判定された方は、再申請を行うことができます。

特に、4月から9月の間に新規に申請を行った方（初めて要介護認定の申請を行った方など）はご注意ください。

【お問い合わせ先】

要介護認定についてご不明な点がございましたら、下記またはお近くの市町村の介護保険担当窓口までお問い合わせ下さい。

諏訪広域連合 介護保険課 介護審査係

電話番号：0266-82-8162 FAX：0266-71-2071